

第 65 号議案

六甲アイランド地区埠頭<sup>ふ</sup>用地造成工事（その 3）請負契約締結の件  
六甲アイランド地区埠頭<sup>ふ</sup>用地造成工事（その 3）請負契約を次のとおり締結する。

令和 4 年 9 月 14 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名   | 六甲アイランド地区埠頭 <sup>ふ</sup> 用地造成工事（その 3）                                      |
| 2 | 工 事 場 所 | 神戸市東灘区向洋町東 3 丁目  |
| 3 | 工 事 概 要 | ヤード嵩 <sup>かさ</sup> 上げ工 一式<br>道路嵩 <sup>かさ</sup> 上げ工 一式<br>宅地整備工 一式          |
| 4 | 請 負 金 額 | 8 億 4, 150 万円  |
| 5 | 請 負 人   | 神戸市西区大津和 1 丁目 6 番地の 2<br>関西・北浦特定建設工事共同企業体<br>代表者 関西建設工業株式会社<br>代表取締役 平岡 勇介 |
| 6 | 支 出 科 目 | 一般会計 土木費 港湾防災費<br>港湾防災事業費 工事請負費  |
| 7 | 完 成 期 限 | 令和 6 年 3 月 31 日  |

理 由

市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 3 月条例第 84 号）第 2 条の規定により、市会の議決を経る必要があるため。